

秋田市告示第107号

地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第158条第1項の規定に基づき、秋田市家庭ごみに係る一般廃棄物処理手数料の徴収の事務を、令和5年3月28日から令和6年3月31日まで、次の者に委託したので、同条第2項の規定により告示する。

令和5年3月28日

秋田市長 穂 積 志

受託者の住所および氏名ならびに指定ごみ袋取扱店  
秋田市将軍野東一丁目1番23号  
佐藤大地  
ローソン秋田金足片田店



